

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組状況（令和6年度）

特定事業主名：香取広域市町村圏事務組合（事務局・出先機関）

1. 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況（法第19条第6項関係）

（1）女性職員の割合を5%以上で維持する。

令和7年3月末現在の女性職員割合 10.6%

（2）職員の年次休暇平均消化率を、60%以上とする。

令和6年度年次休暇平均消化率 90.0%

（3）職員の超過勤務上限時間を年間360時間以内とする。

令和6年度平均超過勤務時間 44.5時間（上限を超えた人数0人）

2. 女性の職業選択に資する情報（法第21条関係）

令和6年度の状況

女性職員の割合	年次休暇の取得状況	超過勤務の状況
（女性5人・男性42人） 10.6%	（平均取得日数） 18.0日	（平均超過勤務時間） 44.5時間/年